

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

＜保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を改正する件＞

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	平成27年4月1日以降締結する保険契約に適用する予定利率は、その直前の基準日（第5項及び第6項においては平成27年1月1日、第7項においては平成26年10月1日）において、第5項、第6項及び第7項に定める基準利率を当該基準日時点で適用されている第4項の予定利率と比較して定め、その後は、基準日毎に各項に定める基準利率を当該基準日時点で適用されている予定利率と比較して定めるとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
2	各保険契約が第1号保険契約又は第2号保険契約に該当するか否かの判定は、主契約又は特約ごとに行うとの理解で良いか。例えば、一時払養老保険に平準払の医療保険特約を付加した場合、主契約は第2号保険契約に該当するが、特約は第1号保険契約又は第2号保険契約のいずれにも該当しないとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
3	一時払終身保険又は一時払養老保険が第1号保険契約又は第2号保険契約に該当するか否かの判定の際に、契約途中で発生する生存給付金等の給付金の額は、死亡保険金又は満期保険金の額に含めないとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
4	法第3条第4項第1号に掲げる保険に併せて引き受ける同項第2号に掲げる保険とは、第一分野と第三分野の両方を保障する保険との理解で良いか。また、法第3条第4項第2号ハに掲げる傷害を受けたことを直接の原因とする死亡のみを保障する保険は、これには該当しないとの理解で良いか。	貴見のとおりです。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>「保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約」とは、主契約又は特約の保険料の全てが一時に払い込まれる場合のみが該当し、例えば、契約時に保険料の一部を頭金として払い込む平準払契約や、被轉換契約の責任準備金を充当した平準払の轉換後契約は該当しないとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
6	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約に、全期前納契約が含まれることを確認したい。</p>	<p>全期前納契約は、平準払の契約において保険料を前払いしているに過ぎず、保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約に含まれないものと考えます。</p>
7	<p>前納契約は「保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約」に該当しないとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
8	<p>一時払保険は、貯蓄性商品として全期前納契約と強い競合関係にあると日頃より感じているところである。しかるに、本改正案は、一時払保険のみの標準予定利率を対象としたものであり、全期前納契約が対象となっていない。従来より前納未経過保険料は、標準責任準備金による積立が求められておらず、公平な競争条件になかったと思われるが、過去の貯蓄性商品の販売量や、一時払保険との競合関係を踏まえると、今回の改正案は、規制上の理由によって特定の会社が有利となり、リスクの集中をもたらすことにもなりかねない。</p> <p>一般的に、一時払と全期前納は、利回りの観点から、予定事業費や解約返戻金等、様々な条件によるため、いずれが有利とはいえない。最近では、解約返戻金を抑制した平準払保険で全期前納を取扱うことにより、高い返戻率をPRしている会社もある。これには、全期前納契約の予定解約率の設定という、本改正案とは別の論点もあるが、少なくとも責任準備金の評</p>	<p>全期前納契約の未経過保険料部分については、標準責任準備金制度の対象外となっておりますが、当局としては、標準責任準備金制度対象外の責任準備金も含め、今後とも実態把握を行い、保険会社の財務の健全性の確保等の観点から適切に監督を行っていくことが重要と考えています。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>価利率においては、両者に適切な競争条件を与え、特定の会社にはリスクが集中することのないようすべきである。</p> <p>以上より、前納未経過保険料についても標準利率による積立を求めるとともに、その対象となる保険契約に応じて、一号保険契約等に分類すべきと考える。</p>	
9	<p>流通利回りの平均値は、財務省の公表した日次の国債金利情報を、日次で単純平均するとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
10	<p>次の保険契約は、第一号保険契約、第二号保険契約のいずれにも該当しないとの理解でよいか。</p> <p>① 一時払定期死亡保険（更新型のものを含む。）は、保険期間を被保険者の死亡等が生じた時までとされるものでないことから第一号保険契約に該当せず、被保険者の生存に関し保険金を支払うことを約する保険でないことから第二号保険契約に該当しない。</p> <p>② 一時払医療単品保険は、法第三条第四項第一号に掲げる保険に該当せず、かつ、同号に掲げる保険に併せて引き受ける保険に該当しないことから、第一号保険契約、第二号保険契約のいずれにも該当しない。</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>② 「一時払医療単品保険」が死亡保障及び生存保障のない一時払医療保険であるという前提に立てば、貴見のとおりです。</p>
11	<p>第6項に定める保険期間は、一時払個人年金においては、据置期間と年金支払期間の合計を意味するとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>本件改正案第6項にも「死亡」という文言がありますが、これについても、「余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態を含む」のでしょうか？</p>	<p>条文でも明らかな通り、第6項の「死亡」には、「余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態」を含みません。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
13	<p>第6項の「適用することができる」とは、次のどの自由度で適用してよいか。</p> <p>① 同一の契約時期であって同一の保険種類に属していても、その保険期間等の商品性によって適用是非を判断できるとの理解でよいか。</p> <p>② 保険期間等が全く同じ商品であっても、契約時期によって適用是非を判断できるとの理解でよいか。</p> <p>③ 一つの保険契約にあっても、標準利率の適用時期によって適用是非を判断できるとの理解でよいか。</p> <p>④ 契約時期、保険期間等の商品性が全く同じ商品に対して、ある標準利率の適用時期においても、契約単位で適用是非を判断できるとの理解でよいか。</p>	<p>① 貴見のとおりと考えられます。</p> <p>② 同一商品に係る第6項の適用又は不適用の判断は、契約時期によらずに、原則として継続して適用すべきですが、当該商品群団の特性を考慮し当該判断を覆す合理的な理由がある場合には、改めて同項の適用又は不適用を判断できる余地があるものと考えられます。</p> <p>③ 同一保険契約に係る第6項の適用又は不適用の判断は、標準利率の適用時期（各決算時期）によらずに、原則として継続して適用すべきと考えられます。</p> <p>なお、第8項が適用される場合には、この限りではありません。</p> <p>④ 契約時期、保険期間等の商品性が全く同一の保険契約については、いずれの標準利率の適用時期においても、原則として同一の標準利率が適用されるものと考えられます。</p>
14	<p>第8項に定める「保険約款に基づき保険期間内の一定の日において当該一定の日以降の保険金の額を定めることに伴い当該一定の日以降適用する予定利率を定めるもの」には、例えば、以下の場合の保険契約が該当するとの理解で良いか。</p> <p>① 個人年金保険契約において、年金開始日に年金種類を変更することに伴い、適用する標準利率を変更する場合</p> <p>② 終身保険契約において、保険料払込満了日等に年金に移行することに伴い、適用する標準利率を改めて設定する場合</p> <p>③ 死亡保険金を支払う保険契約において、死亡保険金を年金で受け取ることに伴い、適用する標準利率を改めて設定する場合</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
15	<p>近年、外貨建商品や前納保険料など、標準予定利率が適用されない保険契約が増えている。さらには、これらはいずれも貯蓄性商品であることが多いため、適用する予定利率による保険会社の健全な責任準備金の積立への影響は、極めて大きいと考えられる。また、保険会社によって同じ保険負債であっても積立てられる責任準備金の金額も異なることとなっている点も問題である。中には、このような標準予定利率が適用されない保険契約が新契約の大宗をしめる会社すらある。このような点を踏まえ、主要な通貨に限ってでも良いので、今回の告示の改正において、これらの商品への標準予定利率に関するルールも定めるべきではないか。もし標準予定利率を求めないのであれば、これらの予定利率の設定は、主に営業や収益の観点から決められることが多いことから、責任準備金の健全な積立が確保されるよう、商品数理担当役員や保険計理人等を含む、社内における牽制機能が確保されていることが重要であろう。</p>	<p>外貨建商品は、責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として標準責任準備金制度の対象外となっておりますが、当局としては、標準責任準備金制度対象外の保険契約に係る責任準備金も含め、今後とも実態把握を行い、保険会社の財務の健全性の確保等の観点から適切に監督を行っていくことが重要と考えています。</p>
16	<p>今回の告示の見直しにより、料率改定が四半期に一度行われるようになります。また、契約データや料率の持ち方等、システム面での全面的な見直しが必要になるとも考えられます。これまで起きた様々なシステム面のトラブルを考えると、今回の対応には様々なリスクが潜んでいるように思われます。従いまして、今回の対応では、当該告示の改正のみでなく、上記リスクへのフォワードルッキングな対応として、監督指針等によるフォローも行う必要があると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承らせていただきます。</p> <p>なお、今般の告示改正による新たな設定方法による標準利率は、保険会社におけるシステム面の見直し等の負荷を考慮し、平成 27 年 4 月 1 日以降締結する保険契約から適用することとしております。</p>
17	<p>① 本改正により、標準責任準備金制度が著しく複雑化してしまうことを懸念する。これにより保険会社の管理に要する費用が増え、かえって保険契約者の利益を損ねることにならないか。</p>	<p>① 今般の標準利率の設定方法の見直しは、負債デュレーションが相応に長い一時払貯蓄性商品については、指標金利に 20 年国債を使用することから、現行の設定方法と比べて標準利率が高くなる蓋然性が高まり、</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>② このようなパッチワーク的な修正の意義を否定するものではないが、経済価値ベースの責任準備金および健全性規制を早期に導入することこそが問題の本質的な解決につながるのではないか。</p>	<p>保険会社がそれを一定程度踏まえて保険料を設定した場合、保険料は低くなり、保険契約者の利益に資することになると考えられます。</p> <p>② 貴重なご意見として承らせていただきます。</p>
18	<p>今回の改正により、保険会社は、四半期に一度、標準予定利率を改定し、商品によって異なる標準予定利率を保持する必要がある。大半の会社は、料率登録方式から計算方式に移行するものと思われる。そうなれば、標準予定利率の改定は、四半期に一度でなくても、月次であっても、あるいは日次であっても、実務負荷がそれほど変わるわけではない。このように考えると、むしろ経済価値ベースへの段階的な移行の観点から、月次あるいは日次ベースの標準予定利率とする方が望ましいと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承らせていただきます。</p>
19	<p>今般、第一号、第二号保険契約等、保険商品により異なる予定利率が適用される改正案が提示された。このように、保険商品によって適用する予定利率を区別することも考えられるが、保険年度別（例えば10年以内、10年超20年以内、20年超）に適用する予定利率を分ける方がルールとして簡明であり、かつ、商品間の不公平性やそれに伴う裁定を抑制するという意味で望ましいのではないか。</p>	<p>今般の改正は、商品ごとの特性とALM管理の実態に着目して見直しを行ったことから、保険商品によって適用する予定利率を区別する方法が適当と判断しました。</p>
20	<p>第一号保険契約、第二号保険契約の指すところの意味が分かりにくい。境界上にある商品等では、商品認可において、各社間で同等の取扱が確保されるものと期待したい。なお、いずれの号に分類されるかについては、保険計理人の意見をもとめることも考えられるのではないか。</p>	<p>保険商品の審査については、今後とも、効率化、明確化及び透明性の観点から、監督指針における保険商品審査上の留意点等（「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅳ）を踏まえ実施してまいります。</p>
21	<p>この度は、貴庁における保険会社のさらなる健全な責任準備金の積立に向けた取組に敬意を表したい。健全な責任準備金の積立を確実なものとするためには、この度の告示改正案のように責任準備金の適正な金額が算出</p>	<p>再保険取引については、諸外国の再保険会社との取引が多いこともあり、保険監督者国際機構（IAIS）による国際保険原則（ICP）に準拠した、国際的にみて標準的であり、かつ、我が国の保険実務に適った監</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>されるようにすることが極めて重要である。しかしながら、もうひとつ忘れてはならないのがそもそも標準責任準備金制度の対象にならない部分をいかに少なくするかである。例えば、近年、リスク管理上の視点という名目で再保険を用い、責任準備金を不積立とすることがしばしば行われている。さらには、そのような再保険から得られた利益を健全性を損なう目的に用いることすら考えられる。貴庁におかれても、このような業界の動きに対処されようと努めていることは承知しているが、透明性の高いルールに基づいて対処することが極めて重要と考える。以上より、この度の告示改正と合わせ、保険会社の健全性を損なう再保険取引や再保険会社に対する規制を導入すべきである。</p>	<p>督・規制を行うことにより、保険会社における財務の健全性の確保を図っていくことが必要であると考えています。</p>
22	<p>本パブリックコメントは、保険会社の健全性確保の観点から、極めて重要な改正であると考えます。この重要性を考えれば、関係者から多くのコメントが寄せられるものと推測されます。しかしながら、いくら重要なコメントが寄せられても、これを取り込むことができなければ、一番不利益を被るのは保険契約者です。従いまして、保険契約者保護のためには、この度の告示改正案を施行することと同じくらい、寄せられた有用なコメントを採用することも重要でしょう。そのためには、まず、貴庁の無謬性を否定する必要があります。なお、貴庁が自らの無謬性を否定することにより、立入検査において保険会社の無謬性の主張を否定することもできるようになるというメリットもあると考えます。</p>	<p>パブリックコメントに限らず、当庁に寄せられた多くのコメントのうち、有用なものについては、政策立案・監督に反映しているところです。</p>
23	<p>同案により、本件告示の項数は、5項から10項へと大きく増えます。したがって、同告示を、「項」を基本とする構成から「条」を基本とする構成に改めるべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承らせていただきます。</p>